【西支部　区長総会】

宿毛市市街地における河川・海岸堤防の地震津波対策説明会　議事メモ

日　時：平成27年7月17日（金）19：00～20：30

場　所：片島公民館

出席者：区長　16名

○県宿毛事務所より説明（別添資料）

【資料１】宿毛市市街地における河川･海岸堤防の地震津波対策(L2津波シミュレーション含む）

【資料２】松田川堤防の地震・津波対策

【資料３】海岸堤防の地震・津波対策

○質疑応答

Ｑ1．擁壁は大丈夫ですか。

県：東日本大震災を契機に設計指針・基準が改定されており、それに基づき設計します。

Ｑ2．洪水の時はどうなりますか。

県：台風と地震が同時に起こることは想定していません。膨大な費用と時間を要します。

　　津波による浸水後、堤防にポンプ車を設置し、背後地の排水を行うこととなります。

Ｑ3．ポンプ車の配備はどうなっていますか。

県：国交省では、四国管内で大型ポンプ車を9台所有していると聞いているが、全てが宿毛へ配備されるかどうかは解りません。被災の状況にもよります。

Ｑ4．県に大型ポンプ車はないのですか。また、地震や地盤沈下により道路が寸断され使用できる状況にないと思いますが、震災時に本当にポンプ車の確保と移動が可能なのですか？それらも含めて検討すべきではないですか。

県：県にポンプ車はありません。国交省のポンプ車を活用することとしています。宿毛市長期浸水対策検討会にて決定した範囲の内、役割分担として、土木事務所は河川・海岸の地震津波対策に着手します。通行できない箇所は、土のうを設置して仮設道路をつくる等、搬送が可能となるよう状況に応じた措置を講じます。

Ｑ5．止水対策ばかりして、内水を堰止めると、浸水被害が大きくなります。中の排水対策と一緒に検討するべきではないですか。また、２．４ｍも地盤が沈降すると、現在の排水機場がまったく機能しなくなりますが、どのように考えているのですか？

県；今回の住民説明会は、あくまで、止水対策を行うための説明会としています。まずは、止水対策をしなければ、満潮のたびに海水が市街地へ入り、中の対策が何もできない状態となります。

Ｑ6．宿毛新港に設置している盛土はどうしますか。

県：宿毛新港の県単工事等で使用する予定です。

Ｑ7．樺地区を入れてないのはどうしてですか。

県：宿毛市長期浸水対策検討会により範囲を決定しています。

今回の説明会の意見については、県の危機管理部等、関係機関と情報を共有させていただきます。

Ｑ8．宿毛新港の活用方法はどうなるのですか。震災後の物資輸送基地等として重要な施設かと思いますが、この資料の対策範囲を見ると、その新港を抱える樺、宇須々木地区を切り捨てるように思えますが、それはなぜですか？

県：事業の対策範囲は経済活動や人口の密集具合等を考慮したうえで、優先順位を決定し、最初に守るところを決めています。

Ｑ9．嵩上げだけなのですか。耐震化はしないのですか。どのくらいの地震を想定しているのですか。

県：両方行います。震度については、宝永・安政・昭和の南海地震クラスの地震に耐えれるよう設計を行います。M8.4クラス程度の地震となります。

Ｑ10．今後の説明会をこの内容で行うつもりですか。

県：同様の内容にて、８月頃に説明会を地区住民に行いたいと考えています。

Ｑ11．かなり紛糾することになると思いますが、時期を決める必要があるので、持ち帰って確認し、後で連絡します。

県：了承しました。